豊見城市　放課後児童クラブ
指 定 管 理 者 募 集 要 項
（豊見城児童クラブ）

令和７年８月

豊見城市 こども未来部 こども応援課

目次

1. 対象施設の概要等 2
2. 指定の予定期間（議決事項） 2
3. 指定管理料及びその他の収入について 2
4. 指定管理者が行う業務 2
5. 応募資格要件等 3
6. 指定管理者選定スケジュール（予定） 4
7. 申請の手続き 4
8. 質疑及び回答の方法 6
9. 指定管理予定候補者の選定方法 7
10. 審査基準 7
11. 選定方法 8
12. 選定結果 8
13. 指定管理者の指定 8
14. 指定管理者との協定締結 8

豊見城市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

豊見城市が設置している放課後児童クラブについて、施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法第 244 条の2第3項及び豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「設置及び管理条例」という。）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要等

（1）設置目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置します。また、放課後児童クラブの公的施設活用促進を通し、利用料の引き下げを図り、保護者の負担の軽減と、児童の安心・安全な放課後の居場所の確保を図ります。

（2）施設概要

公募は下記の施設となります。

	名称	所在地	構　造	床面積	定員
1	豊見城 児童クラブ	豊見城市字高嶺589番地39	鉄筋コンクリート造 平屋	67.08 ㎡	40 人

【主な施設内容】

・児童専用スペース、トイレ（男女別、多目的）、手洗い場、休憩室、台所、事務スペース　他

2. 指定の予定期間（議決事項）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年3月 31 日（5年間）

※議会の議決を経て定める期間となります。

3. 指定管理料及びその他の収入について

（1）指定管理料

指定管理料に代え、「豊見城市放課後児童健全育成事業補助金」で対応します。

※「豊見城市放課後児童健全育成事業補助金」に係るその他加算額の要件等については、別途こども応援課までご確認ください。

（2）保育料

「設置及び管理条例」に規定された金額とします。

（3）その他の徴収金

毎年度、市の承認が必要となります。

※保護者負担の軽減の観点から、重要ではないまたは必要性がない徴収金については、承認しない場合があります。

4. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。具体的な業務内容は、業務仕様書による。

（1）設置及び管理条例第 3 条に規定する事業に関する業務

（2）設置及び管理条例第 8 条に規定する入所の承認に関する業務

（3）放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
（4）その他市長が必要と認める業務

5. 応募資格要件等

（1）応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

①法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

②児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは児童福祉事業等の運営実績が2年以上（令和７年４月１日を基準日とする。）ある法人等であること。

③国税及び地方税の滞納がない法人等であること。

④指定期間中に、解散・廃止の恐れがない法人等であること。

（2）欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となります。

①代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等。

②会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人等。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

④役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等。

⑤地方自治法施行令第 167 条の4第2項（ 同項を準用する場合を含む。） の規定により、豊見城市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等。

⑥地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等。

（3）失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

①提出された書類に虚偽の記載があった場合。

②豊見城市放課後児童クラブ指定管理庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をしたりした場合。

③募集要項に違反又は著しく逸脱した場合。

④その他不正な行為があった場合。

（4）共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

①代表者又は代表となる団体（出資額の割合が最大のものをいう。）を決定すること。

②指定管理者の選定後、市と指定管理者との間で締結する協定（以下「協定」という。） は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。

③各構成員が（1）応募資格を満たすこと。また、（2）欠格事項、（3）失格事項は、各構成員についても適用する。

④同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。また、単独で申請した団体は、他に別途申請する共同事業体の構成団体になることはできない。

6. 指定管理者選定スケジュール（予定）

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

※業務説明会の開催予定はありません。

①市ホームページにおける募集要項等の公表　令和７年８月15日（金）

②公募に関する質問の受付期間　令和７年８月15日（金）～令和７年９月５日（金）

③質問の回答期限　令和７年９月12日（金）

④申請書類等の提出期限　令和７年９月26日（金）

⑤検討委員会による審査　令和７年10月上旬～中旬

⑥選定結果の公表　令和７年10月中旬～下旬

⑦議会の議決　令和７年12月（定例会予定）

⑧指定管理者の指定　令和７年12月下旬

⑨指定管理者との協定締結　令和８年1月～3月

⑩指定管理開始　令和８年4月1日（水）

7. 申請の手続き

（1）申請書類の提出

申請書類は、必ず受付期間内に持参して提出してください（※郵送、FAX等による受付は不可）。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。

申請書の受付期間	令和７年８月15日（金）～令和７年９月26日（金） （土曜・日曜・祝日は除く）
受付時間	9時～17時まで（12時～13時は除く）
受付場所	豊見城市役所２階　こども応援課　窓口

（2）申請書類

【申請書類一覧表】			
大項目	小項目	書 類 名 称 等	備　考
（1）	豊見城市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書		様式第1号
（2）	放課後児童クラブの施設の管理運営に関する事業計画書		応募様式1
（3）	①	登記事項証明書【法人の場合】　※1	公的証明 ※2
	②	代表者の身分証明書【法人以外の団体の場合に提出】　※1	公的証明 ※2
	③	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面　※1	任意様式
	④	国税及び地方税の納税証明書【税の未納がないことの証明】　※1	公的証明 ※2
	⑤	納税義務がない旨の申立書【納税義務がない場合に提出】　※1	応募様式2
（4）	放課後児童クラブの施設の管理運営に係る収支計画書		応募様式3
（5）	①	令和 6 年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面　※1	任意様式
	②	令和 6 年度の貸借対照表及び財産目録　※1	任意様式
	③	令和 7 年度の収支予算書及び事業計画書　※1	任意様式
	④	令和 6 年度の事業報告書【作成している場合のみ提出】　※1	任意様式
	⑤	法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面　※1	任意様式
（6）	その他市長が必要と認める書面		
	①	団体概要書　※1	応募様式4
	②	主要業務実績一覧表　※1	応募様式5
	③	誓約書	応募様式6
	④	共同企業体構成員表【共同企業体による申請の場合のみ提出】	応募様式7
	⑤	共同企業体協定書【共同企業体による申請の場合のみ提出】	応募様式8

※1　共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて書類を提出して下さい。

※2　公的証明は、申請日前3カ月以内に発行されたものを提出してください。

（3）申請書類の様式、提出部数等

①用紙の大きさは、原則として日本工業規格A4に統一して下さい。

②申請書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。

③提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本 6 部（正本の複写可）とします。

④申請書類は、上記【申請書類一覧表】の順に並べ、インデックスを大項目、小項目別に付してください。また、下欄にページ数を記載して下さい。

（4）申請書類の著作権、情報公開

①提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、豊見城市は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。

②提出された書類は返却しません。

③提出された書類は、豊見城市情報公開条例の規定に基づき取り扱います。

（5）申請にあたっての留意事項

①申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。

②市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

③申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

④提出した書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。

⑤取り下げ後の再提出は原則として認めません。

⑥必要に応じ、書類の内容についての説明を求めることがあります。

⑦申請者が現に運営している児童福祉施設の実地調査が必要と認める場合は、運営している児童福祉施設の実地調査を行う場合があります。

⑧申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。

⑨申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8. 質疑及び回答の方法

（1）提出様式

質問書（応募様式9） ※要旨を簡潔にまとめること

（2）提出期間

令和 7 年 8 月 15 日(金)～令和 7 年 9 月 5 日(金)

（3）提出先

豊見城市 こども未来部 こども応援課

（4）提出方法

電子メール（提出期限内「必着」とする） MAIL：kodomoouen@city.tomigusuku.lg.jp

（5）質問に対する回答方法

回答は質問者匿名にて豊見城市ホームページ上で回答を掲載します。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるもの等については、質問者に対してのみ回答する場合があります。

9. 指定管理予定候補者の選定方法

検討委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション（プレゼンテーションと質疑応答合わせて 30 分程度予定。応募者からの出席は3人以内とする）により選定します。検討委員会の開催時期については、 10 月上旬～中旬頃を予定しており、後日申請者へ連絡します。

※プレゼンテーションにおけるパワーポイントを用いた説明は、事業計画書に記載した内容を逸脱しない範囲において使用を可とします（スライドを印刷した資料等の追加提出・配布は不可）。プロジェクター及び HDMI ケーブル、スクリーン、電源は主催者側で用意します。その他必要なパソコン等の機器は、応募者側でご用意ください。

10. 審査基準

選定に当たっては、次の評価項目において審査を行います。

【平等性】

管理の基本方針（配点 5）

・管理運営の基本方針について

入所児童の受入計画（配点 20）

・入所児童の受入計画について

・利用者（児童）への指導に対する方針について

・配慮が必要な利用者（児童）に対する対応について

・保護者（家庭）との連携に対する考え方と連絡方法について

【効果】

事業運営計画（配点 20）

・指定管理者に応募した動機、施設の現状に対する考え及び将来的展望について

・事業の具体的な実施要領等（児童の保育及び施設に関する管理業務）について

・年間の事業計画表（活動内容）について

・人員確保・配置について

【管理・運営】

事務管理計画（配点 30）

・管理運営体制について

・地域との交流や学校等の関係機関等との連携による育成支援の取組みについて

・施設の効率的な運営の工夫について（再委託による管理も含む）

・施設の維持管理費用の縮減に向けた取組みについて（SDGsに関連する取組みも含む）

・団体の財務状況について

・団体の運営実績について

その他管理運営に関する計画（配点 25）

・運営に係る関係法令等の遵守、情報公開、個人情報保護の取組みについて

・利用者へのサービス向上のための考え方について（利用料も含む）

・利用者の意見等への対応について

・災害時、緊急時等の対応について
・児童虐待防止への対応について

11. 選定方法

検討委員会において、1 位を付けた委員の数が最も多い応募者を指定管理予定候補者（案）とする「順位集計方式」を採用するものとし、その選定方法は次のとおりとします。

（ア）各委員が応募者ごとに評価点を付け、その合計点が高い順に順位をつけ、原則、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を指定管理予定候補者（案）とする。
（イ）（ア）において、順位を第 1 位とした委員の数が同数の応募者が 2 者以上ある場合、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を指定管理予定候補者（案）とする。
（ウ）（イ）において、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が同数となる応募者が2者以上ある場合は、くじ引きにより選定するものとする。この場合、当該応募者それぞれによりくじを引く順番を決めるものとする。
（エ）（ア）から（ウ）にかかわらず、委員全員の評価点の合計点が、委員全員の持ち点を合計した点の6割（基準点）に満たない場合、指定管理予定候補者（案）を選定しない。

12. 選定結果

選定結果通知は、10 月中旬～下旬頃を予定しています。選定結果は、申請者に通知するとともに、市ホームページで公表します。なお、選定結果に対する異議及び電話等による問合せには応じませんので、ご了承ください。

13. 指定管理者の指定

検討委員会において指定管理予定候補者（案）として選定されたものを、議会議決を経て指定管理者として指定します。

14. 指定管理者との協定締結

指定管理者として指定されたものは、設置及び管理条例第 13 条の規定に基づき、市長と協定を締結します。

担当課
豊見城市 こども未来部 こども応援課
電 話：098－850－6775
FAX：098－856－7046
MAIL：kodomoouen@city.tomigusuku.lg.jp